

施設立入仮処分命令申立書

平成24年7月17日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債権者代理人

弁護士 梓 澤 和 幸

同 河 崎 健 一 郎

同 福 田 健 治

同 井 桁 大 介

同 小 松 圭 介

同 倉 地 智 広

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

仮処分による保全すべき権利

取材する権利に基づく施設立入請求権

申立ての趣旨

- 1 債務者は、債権者らに対し、平成24年7月29日午後6時から午後9時までの間、東京都千代田区永田町1-6-2所在の国会記者会館屋上を使用させなければならない
- 2 申立て費用は債務者の負担とする
との裁判を求める。

申立ての理由

第1 被保全権利

1 はじめに

本件は、債権者らが、取材する権利に基づき、平成24年7月29日に、内閣総理大臣官邸、国会議事堂及びその付近（東京都千代田区永田町1-6付近）において開催される、反原発の抗議行動である「脱原発国会大包围」（以下「本件抗議行動」という。）の全景を動画で撮影する取材活動（以下「本件取材」という。）のために、債務者らが管理する国会記者会館（以下「本件建物」という。）の屋上を使用させることを求めるものである。

2 当事者

(1) 債権者ら

債権者特定非営利活動法人 OurPlanet TV（アワープラネットティービー、以下「債権者 OurPlanet TV」という）は、新規の動画発信メディアである。フリーのビデオジャーナリストである債権者白石草が2001年に設立した非営利のインターネット放送局 OurPlanet TV (URL:

<http://www.ourplanet-tv.org>、以下「本件放送局」という、疎甲1) による放送を中心とするものであり、従来のマスメディアでは放送されにくい、市民の視点に立った情報を収集し、映像を媒体としてインターネットやそのほかできうる方法で発信することを目的とする(全部事項証明書、疎甲2、債権者の定款、疎甲3)。本件申立日現在、本件放送局の正会員および賛助会員は200名にのぼり、本件放送局が公開するウェブサイトへの1日あたりのアクセス数は平均10000にのぼる。

債権者 OurPlanet TV の代表者代表理事である債権者白石草(以下「債権者白石」)は、フリーのビデオジャーナリストである。早稲田大学を卒業した後、番組制作会社に入社し、テレビ朝日映像センター報道技術部のビデオエンジニアとして国会映放クラブに所属して国会中継を担当した。その後、東京メトロポリタンテレビジョンに入社し、編成報道局東京ニュースセンターに所属して東京都議会中継を担当する傍ら、ビデオジャーナリストとしてニュース・ドキュメンタリー番組の制作に携わってきた。2001年に独立し、債権者 OurPlanet TV の前身であるインターネット放送局 OurPlanet TV を設立し、現在は債権者 OurPlanet TV の代表者代表理事として、また、フリーのビデオジャーナリストとして活躍している。

債権者 OurPlanet TV の活動や債権者白石個人の報道が評価された例としては、①「地方の時代」映画祭優秀賞(市民・学生・自治体部門)受賞(対象は OurPlanet TV、2010年、疎甲4)、②放送ウーマン賞受賞2011(対象は債権者白石個人、2011年3月11日以降の原発報道が評価された、疎甲5)、③2012年度(第55回)日本ジャーナリスト会議賞(JCJ賞)受賞(対象は OurPlanetTV、疎甲6)などが挙げられる。いずれもインターネットメディアとしては初めてのことであるが、いずれの受賞についても、債権者白石個人の活動のみが

表彰されているわけではなく、債権者 OurPlanet TV の活動全体が表彰されている側面が大きい。白石個人は、日本民間放送連盟（民放連）で 2009 年と 2010 年の 2 年間、民放連賞報道部門の九州ブロック審査員を務めたこともある（インターネットメディア関係者では初）。以上のとおり、債権者白石は、ジャーナリスト業界において重要な地位を占めている。

なお、現在債権者白石は、一橋大学大学院社会学研究科客員准教授及び早稲田大学大学院政治学研究科ジャーナリズムコース講師として、教壇にも立っている。

(2) 債務者

債務者国会記者会は、全国 153 社のテレビ・新聞等のマスコミが所属する、いわゆる記者クラブである。本件建物には各社のためのスペースがあり、そのスペースを所属している記者が国会等の取材のために利用している。

本件建物が存在する土地（住所表示：東京都千代田区永田町 1 丁目 6-2、地番：東京都千代田区永田町 1 丁目 52-1）を所有しているのは衆議院（国）である（全部事項証明書、疎甲 7、なお、本件建物は未登記であるが国の所有であることは明らかである）。債務者は、衆議院から本件建物の管理を委託されている。債務者事務局が、本件建物の管理業務を担当し、債務者事務局長佐賀年之（以下「佐賀事務局長」という。）が本件建物の管理の責任者である（佐賀事務局長聞き取り報告書、疎甲 8）。

債務者の中には記者会の運営方針を決定する常任幹事社があり、数か月単位の持ち回りで幹事社の中から 4 社の常任幹事社が選ばれるという取り決めになっている。本件建物の管理の方針については、本件建物

の管理業務を担当する債務者事務局が常任幹事社の会議に諮り、方針を決定している。

3 取材の権利

(1) 債権者らには取材の自由が保障される

報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものであるから、事実の報道の自由は、憲法 21 条によって保障され、また、このような報道機関の報道が正しい内容を持つためには、報道のための取材の自由も、憲法 21 条の精神に照らし、十分尊重に値する（最高裁昭和 44 年 11 月 25 日大法廷決定・刑集 23 卷 11 号 1490 頁）。

この理は、新規のインターネットメディアである債権者らにおいても異なるものではない。報道機関に当たるか否かは、記者クラブの加盟の有無により決されるべきではなく、少なくとも、一定の訓練を受け、報道の意思と能力を有し、実際に定期的に報道に従事するジャーナリストには、報道の自由及び取材の自由が認められなければならない。実際、インターネットの普及に伴い、報道の速報性に関して、新聞社、テレビ局などの報道機関と既存の組織に所属しないフリーのメディア・ジャーナリストとの間にもはや差異はない。むしろ、ツイッターやフェイスブックといったインターネット上の多様なツールを用いることで、フリーのメディア・ジャーナリストの報道の方が報道機関の報道に比して速報性に優れる場合もある。さらに、動画機器の発達及びインターネット回線の高速化に伴い、インターネットを用いた動画配信が容易になり、従前は大手テレビ局に独占されていた動画配信メディアについて、本件放送局のような「既存とは異なる」＝「オルタナティブ」な動画配信メディアが誕生しており、その重要性は高まりをみせている。

インターネットが発達し、個人による情報の発信が容易になっている現代において、規模の如何を問わず、多くの団体・個人が平等な立場で自由に取材・報道を繰り広げることこそが報道の自由の実践である。報道する側が切磋琢磨することによって、報道の質が高まり、国民の知る権利に資することに疑いはない。

以上より、知る権利の本質に鑑み、当該メディア・ジャーナリストの過去の経歴、報道内容、報道の相手方として想定される読者等の範囲等の事情を総合的に判断し、当該メディア・ジャーナリストが国民の知る権利に資する報道をすることのできる能力、資質を備えているメディア・ジャーナリストである場合には、フリーのメディア・ジャーナリストに対しても取材の自由が保障されなければならない。

そして、前記2(1)のとおり、債権者 **OurPlanet TV** 及び債権者白石は、過去の経歴、過去の報道内容、受賞歴、アカデミズムにおける地位、会員数・閲覧者数等の事情を総合的に考慮すれば、債権者白石が国民の知る権利に資する報道をすることのできる能力、資質を備えていることは明らかであり、債権者らには取材の自由が保障される。

(2) 請求権としての取材の自由

取材の自由は、単に防御権的な側面においてのみ認められるものではない。例えば、取材対象者へのアクセスや取材の日時・場所等の機会が確保されていなければ、取材の自由が保障されているとは言えないので、取材の自由の請求的側面が認められるべきである。国家は、メディアに対して、取材の自由を実質的に保障するために、一定の措置を採らなければならない。

他方、あらゆるメディアに対して、あらゆる日時・場所において、あらゆる取材活動を自由かつ無制限に認めることが、相對する利益・権利、

とりわけ施設管理権の保障等の観点から妥当ではないことは明らかである。

問題は、両者の調整である。

この点については、いわゆる表現の自由の保障に関するパブリック・フォーラムの理論が参考になる。

パブリック・フォーラムの理論とは、

「①街路 (street)、歩道 (sidewalk) および公園 (park) のような、伝統的に表現活動と結びついている公共用物は、「最も純粋な」(quintessential) 公共の広場として、また、②道路、公園ほど「非常に長い間 (大昔から) 自由な表現のために利用されてきたわけではないが、たとえば公会堂・公立劇場・公立学校講堂のような、国ないし地方公共団体が自発的に公衆の表現活動の場所としての利用に供してきた「公共の場所」は、「指定された」(designated) もしくは「限定された」(limited) 広場として、それぞれそこで行われる表現活動の規制の合憲性をより厳格に検討することを求める理論」(芦部信喜『憲法学Ⅲ 人権各論(1)』443頁以下、下線引用者)

を言う。

同理論については、最高裁判所も、

「ある主張や意見を社会に伝達する自由を保障する場合 に その表現の場を確保することが重要な意味をもっている。特に表現の自由の行使が行動を伴うときには表現のための物理的な場所が必要となってくる。この場所が提供されないときには、多くの意見は受け手に伝達することができないといつてもよい。一般公衆が自由に入出りできる場所は、それぞれその本来の利用目的を備えているが、それは同時に、表現のための場として

役立つことが少なくない。道路、公園、広場などは、その例である。これを「パブリック・フォーラム」と呼ぶことができよう。このパブリック・フォーラムが表現の場所として用いられるときには、所有権や、本来の利用目的のための管理権に基づく制約を受けざるをえないとしても、その機能にかんがみ、表現の自由の保障を可能な限り配慮する必要があると考えられる。」（最判昭和59年12月18日刑集38巻12号3030頁以下・伊藤正己補足意見、下線引用者）

として、表現活動において表現の「自由を保障する場合に」、その表現活動のための「場を確保する」ことを重視する。

本件取材は、表現の自由に資する重要な権利である。とりわけ、いつでも、どこでも、誰でも、情報を発信することができ、入手することができるインターネットメディアの重要性及び本件取材の特殊性（後記4）から、本件取材の自由は、特に尊重されなければならない。そのような取材の自由を保障する場合も「場」の確保が重要であることはパブリック・フォーラムの理論が指摘するとおりである。

そして、本件において何よりも重要なことは、本件建物が、「国会記者会館」であることにある。国会記者会館は、「自由で公正な国会に関する取材、報道を可能にするための活動」を行うための施設である。本件建物は、まさに国の側で、自発的に、報道機関に提供し、国民の知る権利に資する取材活動に公開することが明示された「場」である。

国が自発的に公衆の表現活動の場所としての利用に供してきた公共の場所は、指定されたもしくは限定された広場をパブリック・フォーラムとして原則として表現活動が保障される。このことのアナロジーとして、国が自発的にジャーナリストの取材活動の場所としての利用に供してきた国会記者会館は、指定されたもしくは限定された取材活動の場で

あるから、国民の知る権利に資する報道をすることのできる能力、資質を備えているメディア・ジャーナリストが、国民の知る権利に資する報道をするための取材活動として、本件建物への立ち入りを求めた場合には、国・地方公共団体が当該取材活動を拒絶することは原則として許されず、取材活動の拒絶には必要性・合理性が求められる（参照：奥平康弘『なぜ「表現の自由」か』321p以下、疎甲9）。

その限度で、本件建物における取材活動について、債権者らには、取材の自由に基づいて、施設使用請求権が認められる。

本件において、債権者らが国民の知る権利に資する報道をすることのできる能力、資質を備えているメディア・ジャーナリストであることは前記のとおりである。そこで以下、本件取材の特殊性、つまり、本件取材が「国民の知る権利に資する報道をするための取材活動」であり、本件取材のためには「本件建物の使用」が必要不可欠であることを疎明する。

4 本件取材の特殊性

(1) 取材対象である本件抗議行動の歴史的重要性

2011年3月11日の東日本大震災と、それにとまなう東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故によって、原子力発電所の安全性及びこれまでの原子力行政に疑問が呈された。日本国内にあるすべての原子力発電所は安全評価（ストレステスト）や定期検査のために相次いで停止し、2012年5月5日には日本国内にあるすべての原子力発電所が稼働を停止した。

しかし、野田佳彦内閣総理大臣は、4大臣のみで大飯原子力発電所の再稼働を判断し、再稼働を宣言する記者会見を6月8日に行った。この再稼働の判断については、再稼働の判断自体に対してだけでなく、4大

臣のみで再稼働を判断するという現内閣下での政策決定システムを問題視する声が大きく、全国民の中から再稼働反対の声が上がっている。全国各地で反原発・脱原発のデモや抗議行動が開催されているが、特に首都圏反原発連合 (<http://coalitionagainstnukes.jp/> HPのトップページ、疎甲10) が主催して毎週金曜日午後6時から午後8時までの時間帯に首相官邸前で開催されている反原発・脱原発の抗議行動は、3月29日の抗議行動開始以来、徐々に参加者を増やし、7月6日には20万人(主催者発表)が参加する大きなうねりとなっている。

この抗議行動は、従来のデモ(車道の使用許可を取得し、行進する形態のもの)とは異なり、参加者が歩道上で抗議を行い、ある者は楽器を打ち鳴らし、ある者は子どもと参加して再稼働反対を叫び、思い思いの方法で原発の再稼働に抗議する形態である。また、参加者が単純に再稼働反対を叫ぶだけでなく、政府(内閣総理大臣)に対して「国民の声を聞け」という参加者の意思が含まれていることも特徴である。この抗議活動には党派性がない。抗議行動に参加する人々の層は幅広く、これまで必ずしも政治に興味を持っていなかった人々も多数参加していること、ロコミやツイッターなどのインターネットメディアなどで抗議行動の存在を知って参加していることも、この抗議行動の特徴である。

なお、抗議行動への参加者が無視できない人数になっているにも関わらず、マスメディアが官邸前のアクションを十分報じていないことに対する不満がわき起こっており(東京新聞6月21日朝刊「再稼働抗議デモの不掲載について」、疎甲11)、マスメディアに対して市民の声を伝えろという批判が寄せられているほか、マスメディアに対する反発心からもっと参加者を増やして報道させようという動きが抗議行動の原動力になっている。

そして、首都圏反原発連合は、2012年7月29日に、「脱原発国

会大包围」と銘打った大規模な抗議行動（本件抗議活動）を予定している。本件抗議行動は、日比谷公園を16時30分に出発して反原発のデモを行い、19時から国会議事堂を包围して集会を行い、反原発・脱原発を訴える態様で行われる予定である（疎甲10）。

本件抗議活動は、これまで行われてきた抗議活動の集大成とも言うべき大規模なものであり、これまでの経緯から、万を超える参加者が、多様な態様で思い思いの抗議を表現する歴史的なものになることが確実視される。

(2) 本件取材においては本件建物への立ち入りが不可欠であること

債権者らは、首都圏反原発連合主催の抗議行動については、単純に再稼働反対を叫ぶだけでなく、政府（内閣総理大臣）に対して「国民の声を聞け」という参加者の意思が含まれており、また、党派性がなく、多様な人々が自由に参加しているという特徴を考慮し、全国に報道することが重要であると考えて、取材することを決定した。債権者らは、6月2日から取材を始め、6月8日、22日、29日、7月6日、13日とほぼ毎週にわたり取材を行っている。取材によって撮影された動画をインターネット放送局を利用してリアルタイムで全国に配信することは、本件放送局を主宰している債権者らに特有の報道活動である。そもそも大手マスメディアは、当初は上記の抗議行動を報道すらせず、参加者の人数が増えて無視できなくなってきたことからようやく新聞・ニュース等で取り扱うようになった。しかし、債権者らは抗議行動の息吹をリアルタイムで全国に届けることが重要であると考え、継続的に取材・報道を行ってきた。このような債権者らの取材・報道行為に対して、全国から日々激励のメールや寄付が寄せられている（メール一覧、疎甲12）。

以上のような債権者らの取材・報道行為は、大手マスコミが大きく報

道しようとし、市民の反原発・脱原発の抗議行動の高まりを全国に配信するものであり、国民の知る権利に資するものである。

そして、本件抗議行動は、前記のとおり、日比谷公園から国会議事堂を取り囲む態様で行われるものであり、約1キロ四方に広がる大規模なものである。債権者らのこれまでの取材の経験を踏まえると、本件抗議行動の全体像を取材し、参加者の声を余すところなく国民に届けるためには、首相官邸に隣接する国会記者会館（周辺地図、疎甲13）の屋上から取材をすることが必要不可欠であり、本件建物への立ち入りが不可欠である（東京新聞6月30日朝刊紙面第1面参照、疎甲14）。

(3) 債務者にとって本件取材に伴う具体的な不利益が少ないこと

国会記者会館は、債務者に加盟するすべての記者・ジャーナリストにとって自由に利用できる施設であり、債権者らが自由に出入りして取材を行ったとしても、債務者に所属する記者にとっても何らかの義務を課されたり権利・利益を制約されたりすることはない。事実、7月6日に国会記者会館の屋上から抗議行動を取材していた記者は数名であり、債権者らが屋上に上がることができて取材活動を行うことができたとしても、混乱を招いたり、別の記者の取材活動を制約したりするような具体的な可能性はまったくなかった。

債権者の取材・報道行為は他者に義務を負わせたり、他者の権利・利益を侵害したりするものではないので、取材・報道の自由を制約する理由はない。

なお、本件建物の利用を債務者に加盟しているメディアに限定するという運用にはまったく理由がない。そもそも国（衆議院）が「国会の取材のために使ってください」という理由で、本件建物の管理等を債務者に委託した際に、国（衆議院）と債務者との間で本件建物の利用者を制

限するような取り決めがあるのだろうか。債権者らが本件建物の屋上に立ち入って取材することが可能になることで、国が何らかの義務を課されたりすることにはならないし、債務者や債務者に加盟しているメディアが何らかの義務を課されたり不利益を受けたりすることにもならない。

何よりも記者クラブ自体が、自らは「取材・報道のための自主的な組織」であり、開かれた存在であるべきで、実際、日本新聞協会編集委員会は、記者室の利用を記者に限る理由がないことを認めている（http://www.pressnet.or.jp/statement/report/060309_15.html 記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解、疎甲15）。記者クラブの一つである債務者が、国から提供され、管理を委託された施設の利用について、自らに所属するメンバーに限定し、債権者らの立ち入りを拒絶する理由はない。

(4) 小括～自由な取材・報道を求めて

以上のとおり、本件においては債権者に取材の自由に基づく本件建物への立ち入り請求権が認められる。国から本件建物の管理を委託されている債務者は、本件取材を許可しなければならない。

2009年の政権交代とそれに伴う官公庁（大臣・長官を含む）及び政治家の記者会見のオープン化によって、記者クラブに所属しないフリーのメディア・ジャーナリストに対しても徐々に記者会見への参加の機会が与えられるようになってきている（総務省作成の資料、疎甲16）。しかし、第2において後述する、本件における債務者の対応は、昨今の流れに逆行するものである。

本件では、本件建物の管理を国から委託されている債務者が、自らの利便のために国会記者会館の利用を国会記者会に加盟するメディアの

みに制限し、債権者らが屋上に立ち入って取材することを拒否している。これは、債権者らの取材の権利を侵害するのみならず、記者クラブに加盟していないメディアには本件建物の利用の機会を与えないという区別を行っているものであり、合理的な理由のない差別であり、憲法14条に違反する違憲・違法なものである。所属の如何に関わらず、多くの団体・個人が平等な立場で自由に取材・報道を繰り広げることこそが報道の自由の実践であり、報道の質を高め、ひいては国民の知る権利に資することに疑いはない。

債務者は、取材の自由・報道の自由が自分たちだけの特権ではないことを自覚しなければならない。合わせて、自らの特権意識が報道の自由の危機を招きかねないことも自覚すべきである。公有財産の利用が記者クラブによって恣意的に行われていることが明らかになれば、国民の批判の声が高まり、それを恐れた国によって国会記者会館の利用が制限され、ひいては報道の自由が危機に瀕することを自覚しなければならない。

第2 保全の必要性

1 債務者による債権者らの取材活動の妨害行為

(1) 7月6日の国会記者会館でのやり取りについて

2012年7月6日午後6時ころ、債権者らは、国会記者会館を訪れ、本件建物の管理人である佐賀事務局長に対して屋上への立入りを要望した。屋上から抗議行動を撮影し、参加者の抗議の声・抗議行動の様子を本件放送局を利用して全国に配信するためである。

佐賀事務局長は、債権者らが債務者に加盟しているメディアではないこと、債務者に加盟していないメディアの立入りを許可すると混乱を招くことなどの理由で、債権者が本件建物の屋上に立ち入ることを拒否した。債権者が本件取材活動の重要性や昨今の記者クラブの開放を理由に

要望を続けても、同氏は「今日ではなく明日以降に話し合しましょう」「申入れは明日以降に行ってください」などと述べるだけだった。また、債権者が、本件建物の立入りについての規約等を確認させてほしいと要望しても、「今は見せられません」「後日来てくれれば見せられるかもしれませんが」などと述べるだけだった。

債権者らは、本件建物の屋上に立ち入り、屋上から抗議行動の様子を撮影するなどして取材を行い、参加者の抗議の声・抗議行動の様子を本件放送局を利用して全国に配信するなどの方法で報道をする機会を奪われた。

(3) 7月13日の国会記者会館での申入れについて

債権者ら代理人は、7月12日に、債務者及び債務者事務局に対して、ファックス及び速達郵便によって、債権者らが7月13日に本件建物の屋上に立ち入り、7月13日の首相官邸前の抗議行動を屋上から取材することを求め、また、立ち入りを拒絶する場合にはその根拠を示すように求めた（7月12日付申入書、疎甲¹⁷●）。

そして、債権者ら及び同代理人らは、7月13日午後5時頃、本件建物に同日の抗議行動の取材のために赴き、佐賀事務局長と面会し、改めて屋上への立ち入りと屋上からの取材の申入れを行った。しかし、同氏は、「国会記者会に所属していないメディア・ジャーナリストについては国会記者会館の利用は認められない」「衆議院と国会記者会との信頼関係があって使用している」「衆議院と国会記者会との合意事項は見せられない」などと述べ、債権者らが本件建物の屋上に立ち入り、7月13日の首相官邸前の抗議行動を屋上から取材することを拒否した。

2 7月29日にも大規模な抗議行動が予定されていること

前記のとおり、首都圏反原発連合は、7月29日に、「脱原発国会大包围」と銘打った本件抗議行動を予定している。本件抗議行動は、日比谷公園を午後4時30分に出発して反原発のデモを行い、午後7時から国会議事堂を包围して集会を行い、反原発・脱原発を訴える抗議行動を行う予定である。

これまでの同団体主催の抗議行動への参加人数の増加状況を考慮すると、10万人を超える市民の参加の可能性もある。また、7月18日午後9時に関西電力大飯原子力発電所4号機を起動し、7月25日にフル稼働する見通しであるため、更なる抗議行動の高まりが予想される。

3 債権者らが本件取材をする予定であること

債権者らは、本件抗議行動についても、抗議行動の現場である首相官邸前及び国会議事堂前に赴き、取材・報道を行う予定である。本件建物の屋上から国会議事堂を包围する抗議行動の全体像を撮影し、本件放送局を利用して全国に配信することが、大手マスメディアが十分に報道しない反原発の抗議行動の存在を全国民に広く知らしめ、もって国民の知る権利に資するものであると考えている。

4 債務者が本件取材を妨害する蓋然性・債権者らの損害

国会記者会館の管理等を担当する佐賀事務局長が、引き続き7月6日、13日と同じような対応を取る可能性は極めて高く、そうすれば債権者らは屋上に立ち入ることができない。7月29日にも国会記者会館屋上を使用することができなければ、債権者らは7月6日、13日に引き続いて再び取材・報道の機会を奪われることになる。

抗議行動やデモの取材は、その瞬間に撮影し、リアルタイムで配信することができなければ意味がなく、後で参加者への取材をすることなど

では代替することができない。債権者らの損害は回復不可能なものである。

5 結語

よって、債権者らは、債務者に対し、取材する権利に基づき、7月29日午後6時から午後9時までの間に国会記者会館屋上を使用することを求めて、本申立てに及んだ次第である。なお、本件抗議行動については、参加者による国会議事堂の包囲・抗議行動は午後7時から予定されているので、機材設置・撤収のために前後1時間を含めて国会記者会館屋上を使用することを求める。

以 上

疎明方法

疎甲1号証	OurPlanet TV の HP (トップページ)
疎甲2号証	現在事項全部証明書
疎甲3号証	特定非営利活動法人 OurPlanet TV 定款
疎甲4号証	「地方の時代」映像祭の HP (2010 年入賞作品一覧)
疎甲5号証	OurPlanet TV の HP (放送ウーマン賞受賞の記事)
疎甲6号証	JCJ 賞の HP (2012 年度 JCJ 賞発表)
疎甲7号証	全部事項証明書
疎甲8号証	聞き取り報告書
疎甲9号証	奥平康弘『なぜ「表現の自由」か』321p以下
疎甲10号証	首都圏反原発連合の HP (トップページ)
疎甲11号証	東京新聞 2012 年 6 月 21 日朝刊
疎甲12号証	メール一覧
疎甲13号証	国会記者会館周辺の地図 (Google マップ)
疎甲14号証	東京新聞 2012 年 6 月 30 日朝刊第 1 面
疎甲15号証	記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解
疎甲16号証	記者会見のオープン化の状況についての調査結果について
疎甲17号証	2012 年 7 月 12 日付申入書

添付資料

甲号証の各写し	2 通
現在事項全部証明書	1 通
訴訟委任状	2 通

当事者目録

〒101-0064

東京都千代田区猿樂町2-2-3 NSビル202

債権者 特定非営利活動法人 OurPlanetTV (アロープラネットテレビ)

代表者代表理事 白石 草

[REDACTED]

[REDACTED]

債権者 白石 草

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1-3 NAビル4階

東京千代田法律事務所

電 話 03-3255-8877

FAX 03-3255-8876

債権者ら代理人 弁護士 梓澤 和幸

同 倉地 智広

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町2-3-1 岩波書店アネックス7階

東京駿河台法律事務所 (送達場所)

電 話 03-3234-9132

FAX 03-3234-9134

債権者ら代理人 弁護士 河崎健一郎

同 福田 健治

〒100-8385

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 丸の内マイプラザ13階

あさひ法律事務所

電話 03-5219-0002

FAX 03-5219-2221

債権者ら代理人 弁護士 井桁 大介

〒101-0025

東京都千代田区神田佐久間町2-7 第6東ビル602号

高野隆法律事務所

電話 03-5825-6033

FAX 03-5825-6034

債権者ら代理人 弁護士 小松 圭介

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-6-2 国会記者会館内

債務者 国会記者会

債務者代表者 佐賀 年之